

# 資料 1

写

4 新食第1175号  
令和4年9月2日

食料・農業・農村政策審議会  
会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣 野 村 哲 郎

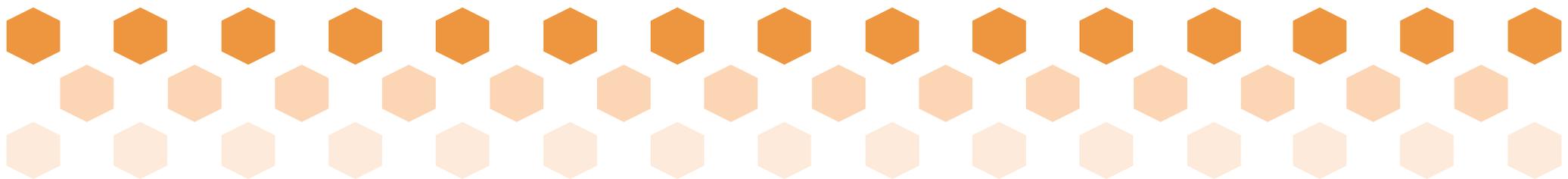
食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定について  
(諮問)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第3条第3項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求める。

記

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定に関すること。

# 食品リサイクル法に基づく基本方針の一部見直し等について



令和4年9月

**農林水産省**

大臣官房新事業・食品産業部



## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量（以下「食品循環資源の再生利用等」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施

(食品関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第七条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、主務省令で、第三条第二項第二号の目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、食品循環資源の再生利用等の状況、食品循環資源の再生利用等の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はこれを改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

### 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第百七十六号） 抜粋

(基本方針)

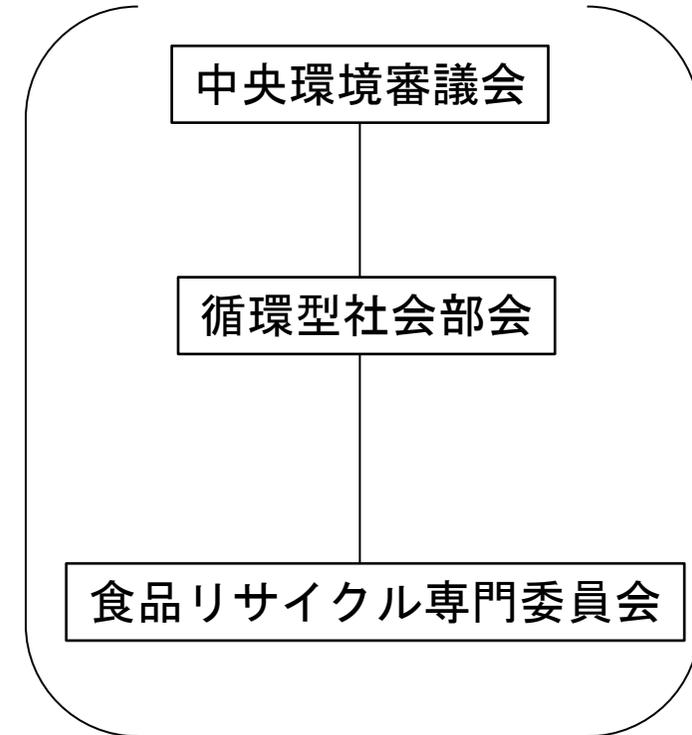
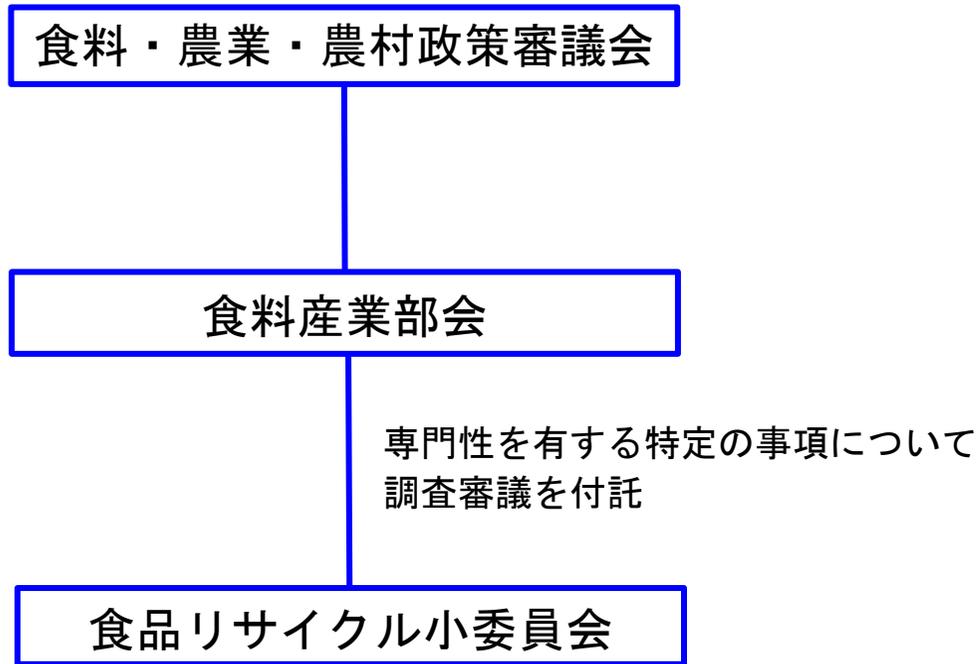
第三条 法第三条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、主務大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

### 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成19年7月12日 食料・農業・農村政策審議会決定） 抜粋

(小委員会)

第九条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

# 食品リサイクル小委員会の位置付け



食品リサイクル法に基づき審議会の意見を聴くこととされている  
以下の事項について審議

- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項

# 食品リサイクル小委員会委員名簿



氏名	現職
有元 伸一	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会環境委員会委員長 (株式会社ローソン SDGs推進室長)
稲吉 克仁	有限会社マルミファーム代表取締役社長
入江 満美	東京農業大学国際食料情報学部准教授
神戸 達也	日本チェーンストア協会環境委員会委員 (株式会社ヤオコー執行役員・ロジスティクス推進部長兼CSO)
崎田 裕子	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会会長
高木 邦子	日経BP社 日経ESGシニアエディター
高取 幸子	一般財団法人食品産業センター環境委員会 (味の素株式会社サステナビリティ推進部長)
田村 清敏	一般社団法人日本フードサービス協会理事・事務局長
遠山 忠宏	株式会社開成代表取締役
渡辺 達朗	専修大学商学部長
委員 (10名)	

# 食品リサイクル法に基づく基本方針の概要（令和元年7月公表）



## 1. 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

- ・ 食品廃棄物等の発生抑制を優先的に取り組んだ上で、再生利用等を実施。
- ・ 食品循環資源の再生利用手法の優先順位は、飼料化、肥料化、きのこ菌床への活用、その他の順。

## 2. 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

### 【再生利用等実施率目標】

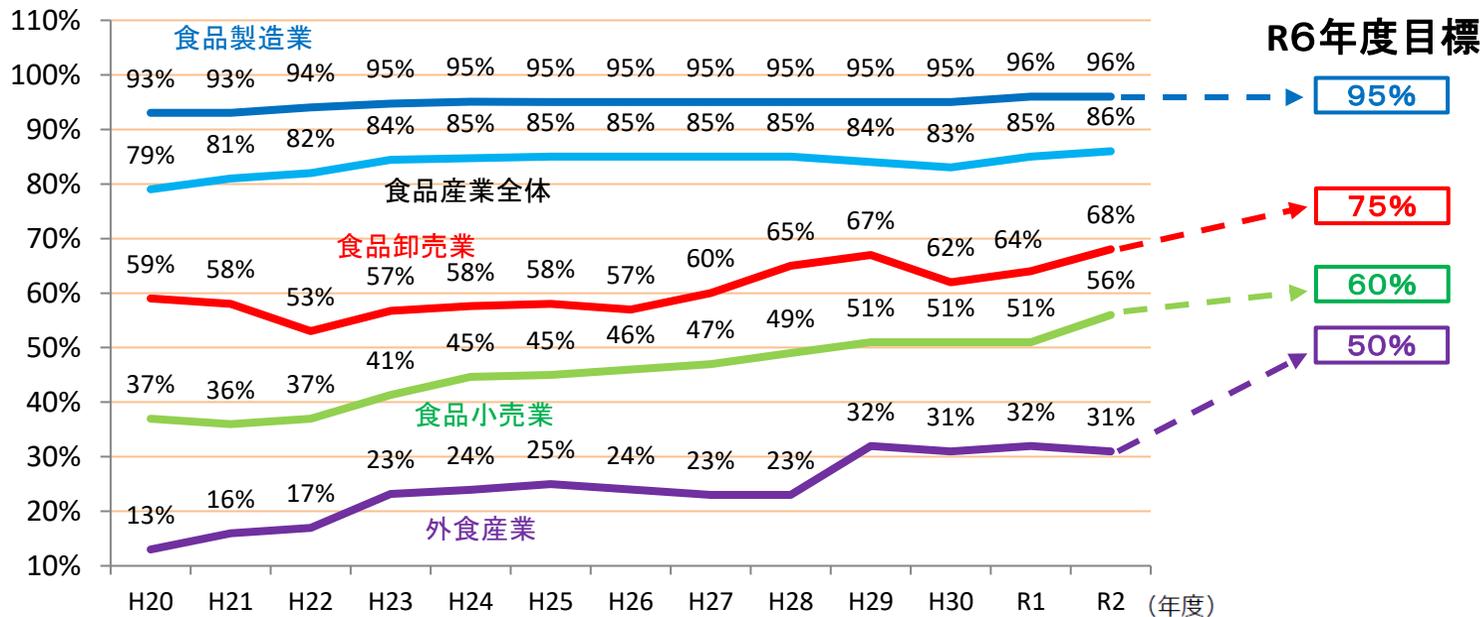
	(旧目標：2019年度まで)		(現目標：2024年度まで)
食品製造業	95%		95%
食品卸売業	70%		75%
食品小売業	55%		60%
外食産業	50%		50%

## 3. 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

- ・ 食品関連事業者の取組の促進
- ・ 官民を挙げた食品ロスの削減
- ・ 登録再生利用事業者の育成・確保と登録再生利用事業者による食品廃棄物等の適正な処理の促進
- ・ 再生利用事業計画認定制度等の推進
- ・ 国と地方公共団体との連携を通じた食品循環資源の再生利用等の取組の促進 等

# 取組状況①（再生利用等実施率）

- ✓ 基本方針において、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量（再生利用等実施率）を設定。
- ✓ 直近の再生利用等実施率は、食品製造業（96%と目標の水準を達成）、食品卸売業、食品小売業、外食産業の順となっており、食品流通の川下ほど低い。



**再生利用等実施率** = (発生抑制量 + 再生利用量 + 熱回収量 × 0.95<sup>(※)</sup> + 減少量) ÷ (発生抑制量 + 発生量)  
 (※) 食品廃棄物残さ(灰分)を除いたものに相当する率

## 基準実施率（個別企業の目標値）の算出式

基準実施率 = 前年度の基準実施率 + 前年度基準実施率に応じた増加ポイント  
 (注) 20%未満は20%として基準実施率を計算

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

## 取組状況②（食品産業における食品リサイクルの現状）

- ✓ 食品製造業から排出される廃棄物等は、量や性質が安定していることから、分別も容易で、栄養価を最も有効に活用できる飼料への再生利用が多い。
- ✓ 食品小売業や外食産業から排出される廃棄物は、衛生上飼料や肥料に不向きなものも多く、焼却・埋立等により処分される量が多い。

### 令和2年度

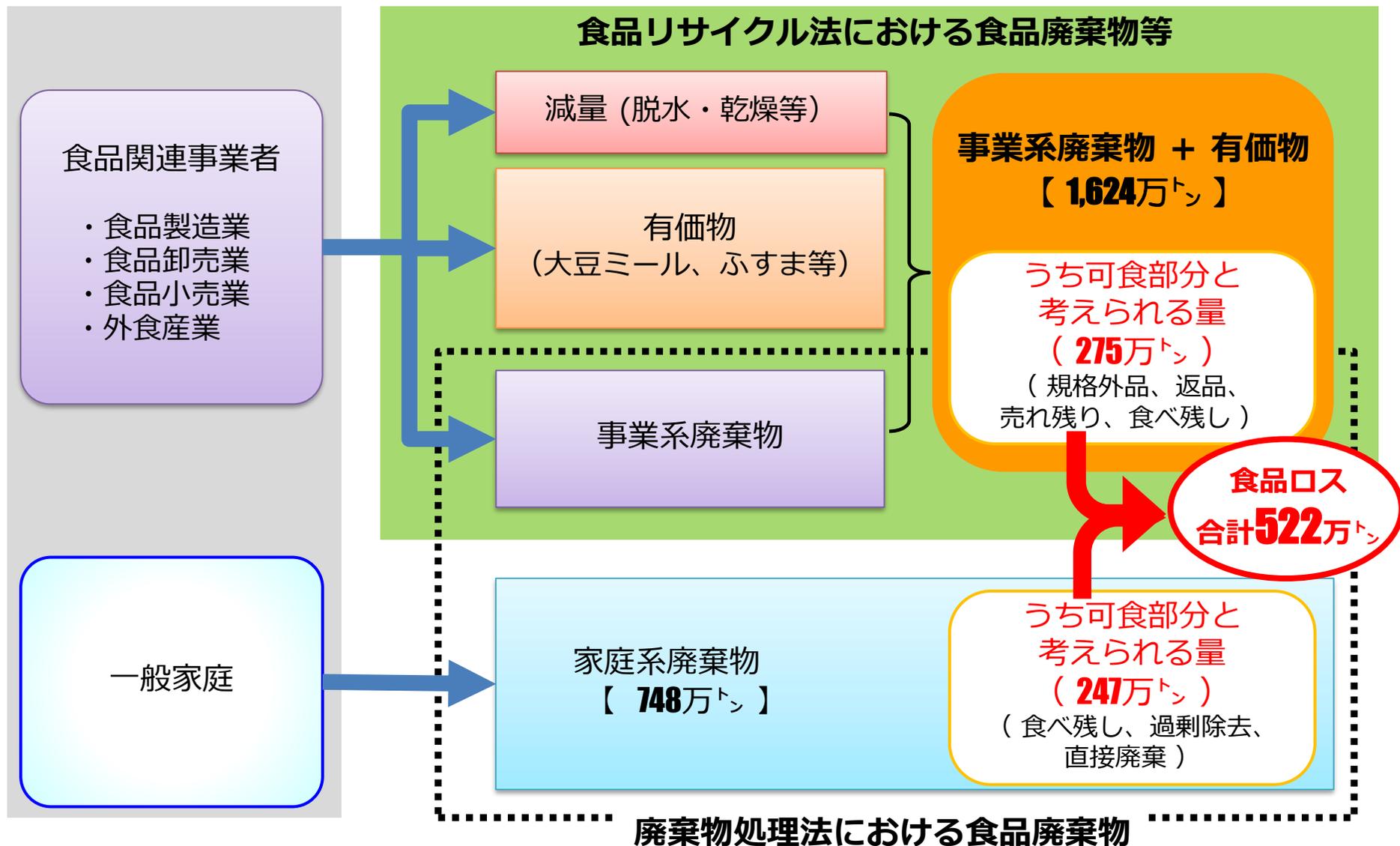
(単位：万t)

業種	食品廃棄物等の年間発生量													発生抑制の実施量 <sup>(注)</sup>
	計	再生利用	(用途別仕向先)							熱回収	減量	再生利用以外	焼却・埋立等	
			飼料	肥料	メタン	油脂及び油脂製品	炭化して製造される燃料及び還元剤	きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	エタノール					
食品製造業	1,339	1,059	829	150	41	29	5	4	0	41	174	31	34	237
食品卸売業	23	13	4	7	0	2	0	0	0	0	1	2	7	3
食品小売業	111	43	17	12	3	9	1	0	0	0	0	0	68	42
外食産業	151	28	14	7	1	6	0	0	0	0	1	0	121	26
食品産業計	1,624	1,143	864	177	46	45	6	4	0	42	176	33	230	308

四捨五入の関係で、数字の合計が一致しないことがある。

(注) 発生抑制の実施量：平成19年度（基準年）と比較して発生抑制した量に相当。

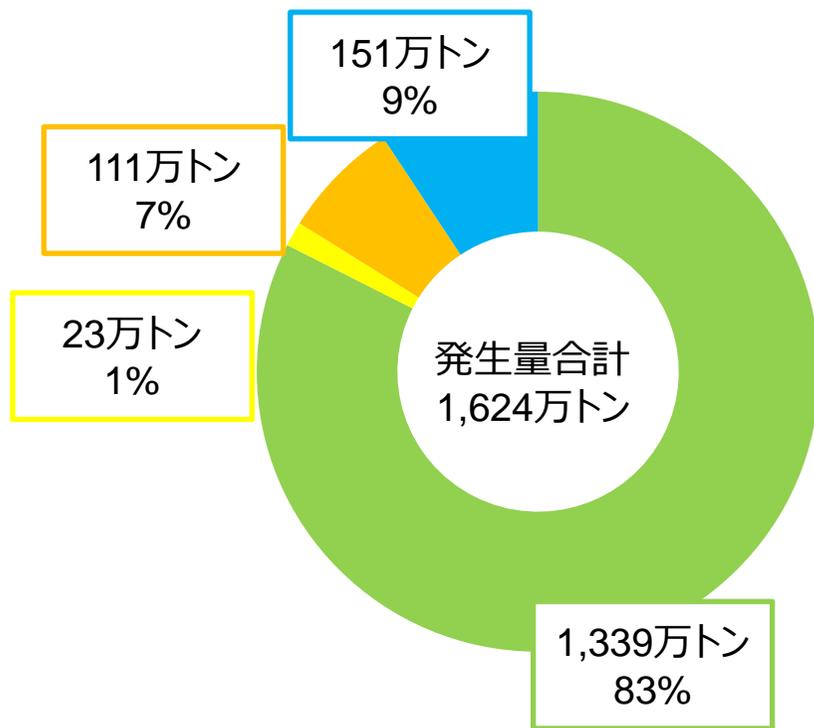
# 取組状況③（食品ロスの発生量（令和2年度推計））



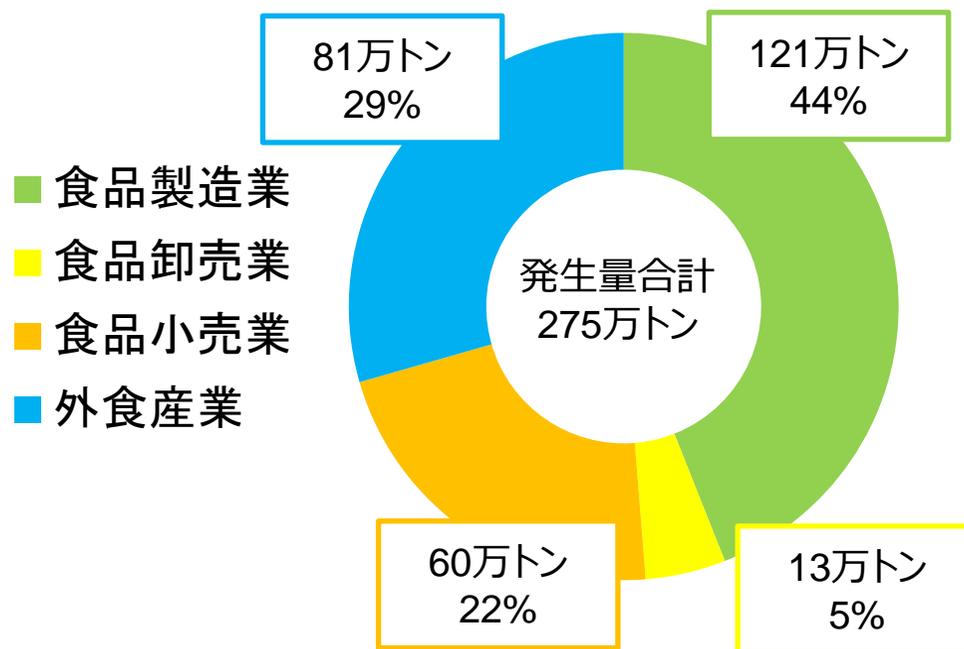
# 取組状況④（事業系の食品廃棄物等と食品ロスの発生量（令和2年度推計））

- ✓ 食品廃棄物等の発生量は、令和2年度で1,624万トンとなっており、このうち食品製造業が83%を占めている。
- ✓ 可食部の食品廃棄物等の発生量は275万トンとなっており、このうち食品製造業が44%、外食産業が29%を占め大部分となっている。

①事業系食品廃棄物の業種別内訳



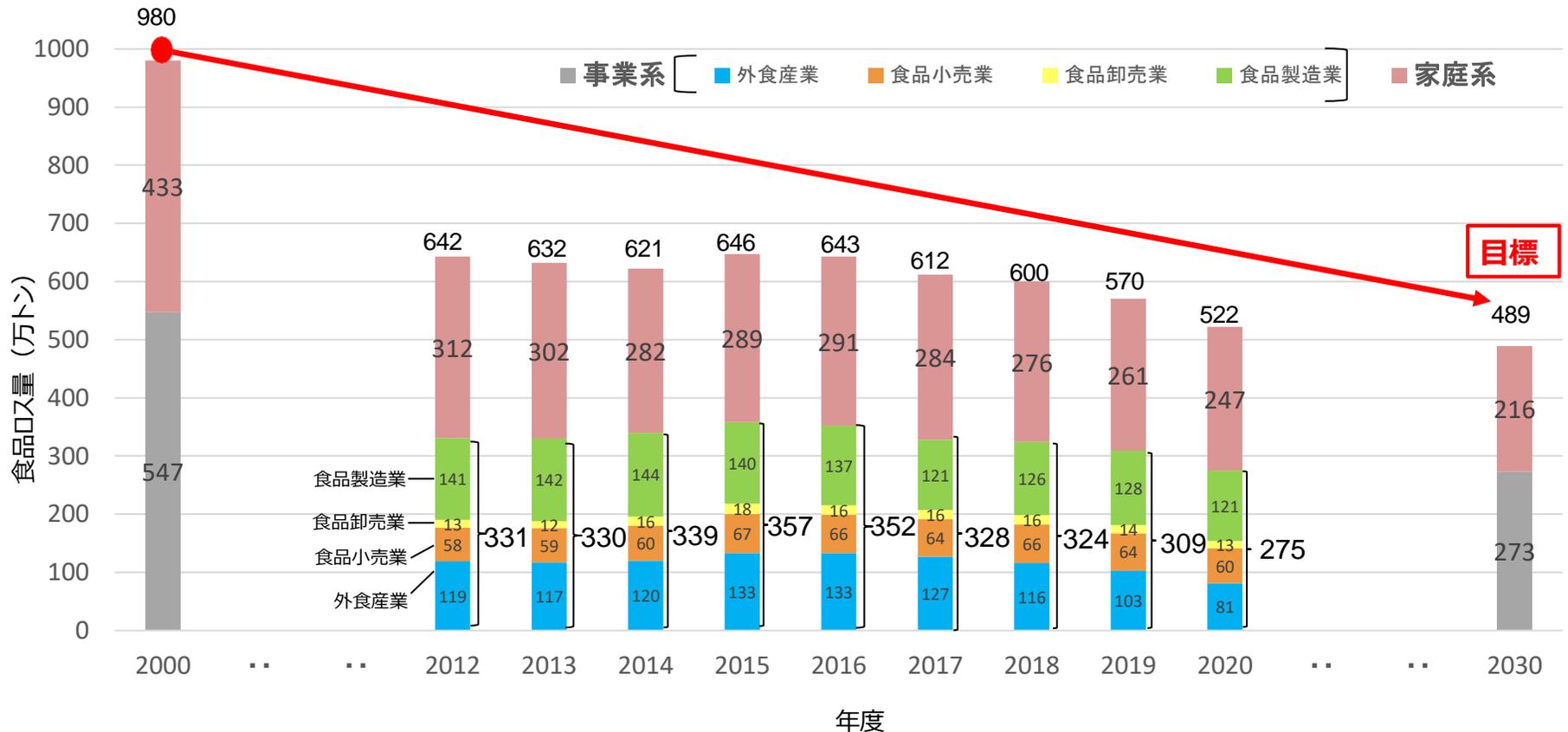
②事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



四捨五入の関係で、数字の合計が一致しないことがある。

# 取組状況⑤（食品ロス量の推移と削減目標）

- ✓ 2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進。
- ✓ みどりの食料システム戦略（令和3年5月農林水産省公表）においても、事業系食品ロスの同目標を位置付け。



（農林水産省及び環境省 推計）

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

# 食品リサイクル制度に対する意見（今回改定での論点）



2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けて、再生可能エネルギー等に関する規制等を総点検するために内閣府特命担当大臣（規制改革）の下に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、主に以下の意見があったところ。

どのように基本方針に反映されるべきか、ご議論いただきたい。

- CO<sub>2</sub>排出削減の観点から「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減」、「社員食堂等からの食品廃棄物削減」の重要性を明らかにするべき
- 学校給食等（食品関連事業者※以外の者）についても、食品リサイクル法のメリット措置（廃棄物の収集運搬のための市町村許可不要）の対象とするべき

※食品関連事業者

- ①食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
- ②飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者  
（沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業）

# 審議の進め方（案）



時 期	事 項
令和4年9月2日  9月  以降	<p>食料産業部会において食料・農業・農村政策審議会への諮問事項の審議の進め方について議論（食品リサイクル小委へ付託）</p> <p>食料産業部会食品リサイクル小委員会で議論（環境省と合同開催。以下同じ） （1回目：規制改革の考え方について意見聴取）</p> <p>1回目の議論を踏まえ、以下を順次実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・食料産業部会食品リサイクル小委員会で議論（2回目：改定の方向性）</li><li>・食料産業部会食品リサイクル小委員会で議論（3回目：基本方針改定案） ※以降、必要に応じて実施</li></ul> <p>基本方針改定案についてパブリックコメント</p> <p>食料産業部会において食料・農業・農村政策審議会からの答申の内容について議論</p> <p>基本方針の改定・公布</p>

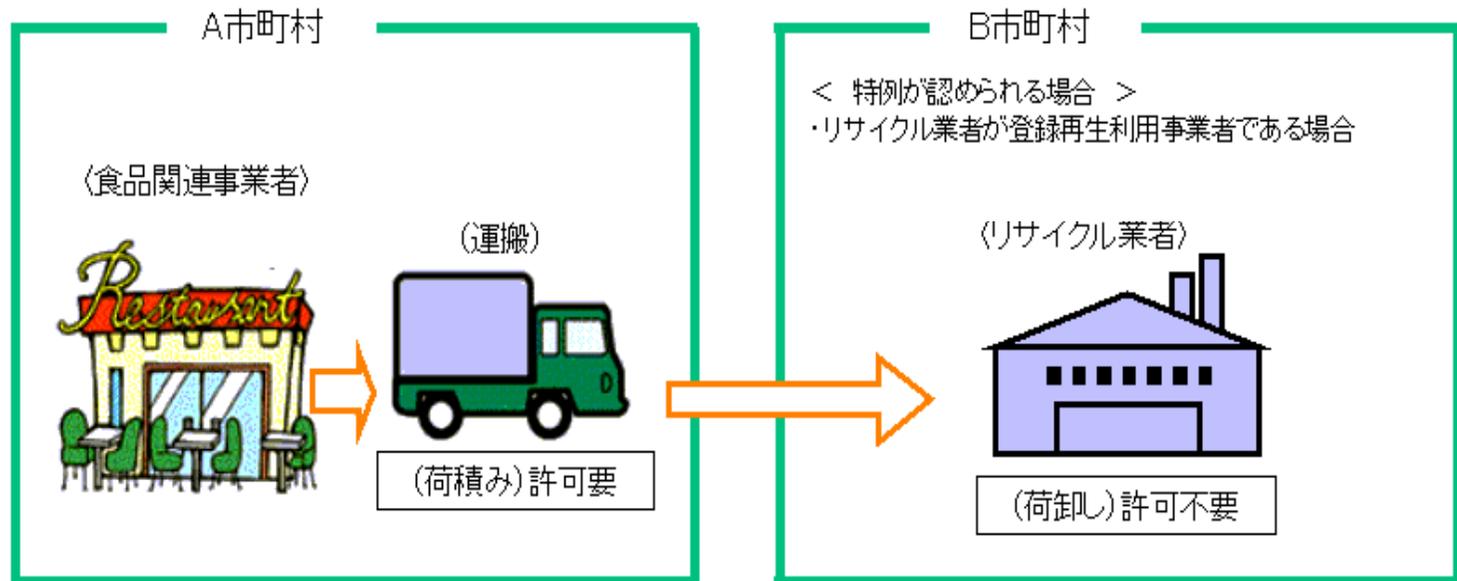
**【以下、参考資料】**

# 登録再生利用事業者制度の概要

- ✓ 食品廃棄物等の再生利用を行うリサイクル業者の育成を図るため、申請に基づき主務大臣がリサイクル業者を登録。（食品リサイクル法第11条）

## 1 制度の特例

- 廃棄物処理法の特例
  - ① 荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要
  - ② 一般廃棄物処分手数料の上限規制の撤廃
- 肥料法・飼料安全法の特例
  - ・ 都道府県知事又は農林水産大臣への届出不要



2 登録事業場数：154事業場（149社）（令和4年3月末現在）

# 登録再生利用事業者による再生利用事業の内訳



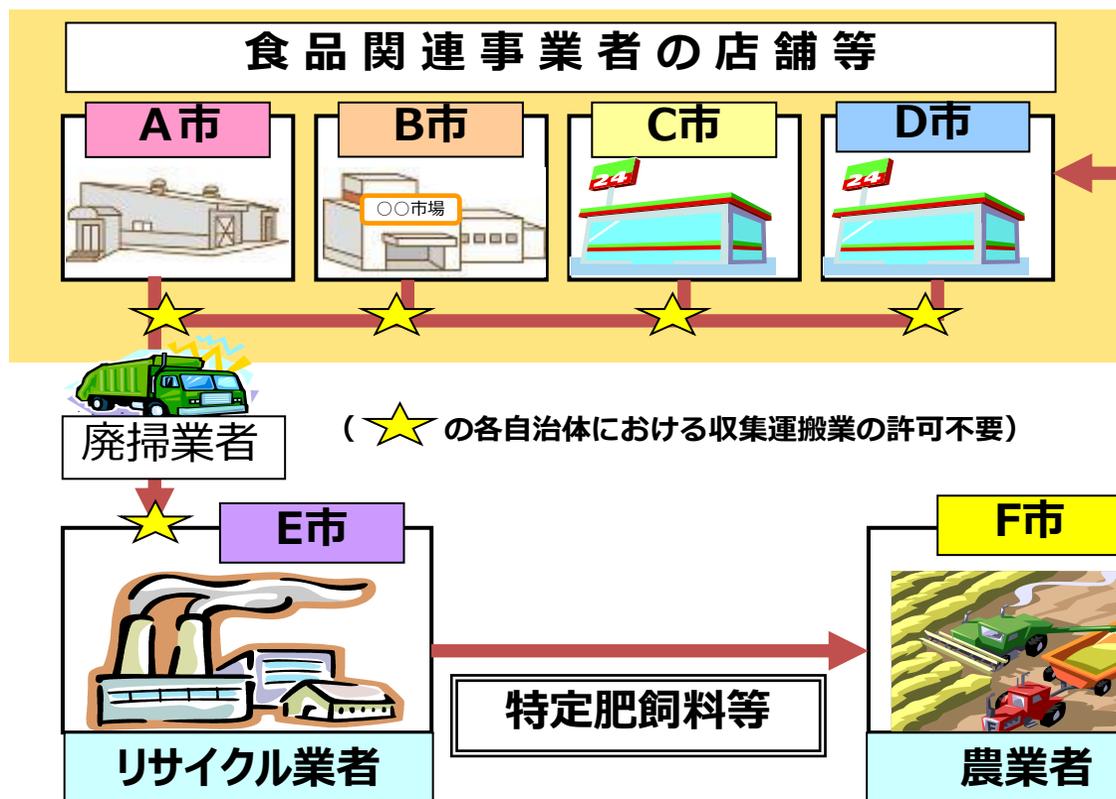
- ✓ 登録再生利用事業者の行う事業の内訳は、肥飼料化で約8割を占める。  
(令和4年3月末現在)

再生利用事業の種別	件数
肥料化事業	94
飼料化事業	48
油脂・油脂製品化事業	24
メタン化事業	13
炭化事業	2

注) 一つの事業者が複数の再生利用事業を実施しているケースがあるため、事業別の件数の計(181)と登録再生利用事業者の総数(154)とは一致しない。

# 食品リサイクルループの推進（再生利用事業計画認定制度）

- ✓ 食品関連事業者から発生する廃棄物から肥料・飼料を生産し、それを用いて生産した農産物等を食品関連事業者が取り扱う、食品リサイクルループの形成を推進。
- ✓ 食品関連事業者とリサイクル業者、農業者等の3者が連携して策定した食品リサイクルループの事業計画について、主務大臣の認定を受けることにより、廃掃業者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可（一般廃棄物に限る。）が不要となる特例を活用することが可能。



認定件数: 51件  
うち飼料化20件、肥料化30件、  
飼料化・肥料化1件  
(令和4年3月末)

## ○規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

### II 実施事項

#### 5. 個別分野の取組 <グリーン分野>

##### (3) バイオマス発電等の拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方

事項名	規制改革の内容	実施時期
エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について、実態を把握した上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、結論を得る。 c 農林水産省は、「登録再生利用事業者制度」について、過去1年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置

## ○令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）（抜粋）

### 5 義務付け・枠付けの見直し等

#### (16) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）

食品関連事業者（2条4項）の委託を受けて食品循環資源（同条3項）の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例（21条）については、市区町村の許可に係る事務負担の軽減及び当該事業者に求められる目標設定等の負担も考慮し、食品関連事業者の対象範囲の拡大について、関連する事業者等の意見も踏まえて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

○ 令和3年9月21日 第16回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース資料（抜粋）

論点	意見（委員ペーパー、事業者要望等）
目標設定（バイオマスのエネルギー利用目標）	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期バイオマス活用推進基本計画において、エネルギー基本計画の改定の進捗を見極めつつ、食品廃棄物に関しては、メタン化などのエネルギー利用等を進め、年限を定めて適正処理（単なる焼却（発電なし）・埋立て）をなくすための取組を進めるべき。</li> </ul>
食品リサイクル法の見直し①（エネルギー利用の位置づけの明確化、対象業種の拡大）	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品廃棄物の処理方法ごとのL C Aの再調査を実施し、その結果等を踏まえて、脱炭素に向けた食品廃棄物のメタン化等によるエネルギー利用推進の政策的位置づけを次期バイオマス活用推進基本計画等にて明確化すべき。</li> <li>食り法の次期基本方針は令和6年度では遅すぎる。基本方針策定時から状況が変わっていることを踏まえ、食り法の基本方針の改定を早めるべき。（政令は政府の意思で早められる。）</li> <li>食品関連事業者と同等の取組を求めることまでせずとも、食品廃棄物を排出する全ての主体を食品リサイクル法の対象として、リサイクルを働きかけるよう検討するとともに、食品関連事業者4業種以外の排出者から発生する食品廃棄物の収集運搬に対しても収集運搬の特例制度（の対象となるような制度変更（政令改正）を令和3年度内できるだけ早期に実施する。とりわけ「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」を対象とするような措置を速やかに講ずるべき。</li> </ul>
食品リサイクル法の見直し②（2つの特例制度の適正化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録再生利用事業者制度において、事業開始後1年以上の実績が認定の条件となっているが、事業開始と同時に認定が受けられるような制度変更を実施するとともに、同特例制度の中で実態として必要となっている自治体間協議の簡素化を令和3年度内できるだけ早期に図るべき。</li> <li>再生利用事業計画認定制度上の再生利用に係る製品（特定肥飼料等）の対象に、メタン発酵を経て得られるエネルギーも含まれるよう制度変更を行うなど、エネルギー利用によるリサイクル・ループの認定が可能となるような措置を令和3年度内できるだけ早期に講じるべき。</li> </ul>